毎週二回発行月曜日木曜日

山梨県公報

第六百九十七号
令和八年
十月二十六日
月曜日

目次

公告
○随意契約の相手方の決定について
その他
○漁業法による水産動植物の取扱いの指示

発行者　山梨県　甲府市丸の内一丁目六番一号

公　告

◎　随意契約の相手方の決定について

次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、二千十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和八年十月二十六日

山梨県知事　長　崎　幸　太　郎

一　随意契約に係る役務の名称及び数量

㈠　名称　人事給与福利厚生システム保守業務

㈡　数量　一式

二　契約に関する事務を担当する所属の名称及び所在地

㈠　名称　山梨県新価値創造推進局ＤＸ課

㈡　所在地　山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

三　随意契約の相手方を決定した日　令和八年九月十八日

四　随意契約の相手方の氏名又は名称及び住所

㈠　名称　株式会社ＹＳＫｅ－ｃｏｍ

㈡　住所　山梨県甲府市湯田一丁目十三番二号

五　契約金額　六千八百九十万四千円

六　契約の相手方を決定した手続　随意契約

七　随意契約によることとした理由　株式会社ＹＳＫｅ－ｃｏｍは、人事給与福利厚生システムの再構築業務の受託事業者であり、同システムの情報及び技術的知見を一体的に保有している。本保守業務の履行には同システムの情報及び技術的知見が必要であり、同社以外の者から本保守業務の提供を受ける場合には、既存システムとの技術的な整合性の確保、障害発生時の原因特定及び迅速な復旧等が困難となり、同システムの安定的な運用に著しい支障が生ずるおそれがある（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条第一項第二号該当）。

その他

◎　山梨県内水面漁場管理委員会指示第三号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第百二十条第一項及び第百七十一条第四項の規定により、水産動植物の繁殖保護を図るため、次のとおり指示する。

令和八年十月二十六日

山梨県内水面漁場管理委員会

会長　宮崎淳一

一　指示の内容　山梨県内において、イワナ、ヤマメ又はアマゴ（卵を含む。以下同じ。）を放流しようとする者は、山梨県内水面漁場管理委員会の承認を受けなければならない。ただし、イワナ、ヤマメ又はアマゴについて漁業権免許を受けている者が当該漁業権に基づいて放流する場合及び捕獲したイワナ、ヤマメ又はアマゴを捕獲した場所に再放流する場合並びに公的研究機関が試験研究の用に供するために放流する場合は、この限りでない。

二　指示の区域　山梨県内の公共用水面

三　指示の期間　令和八年十月二十七日から令和十年十月二十六日まで